

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年11月11日（月） 23：06～23：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あべ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青木 一 彦 内閣官房副長官
佐藤 文 俊 内閣官房副長官
岩尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官に岩尾信行を任命することについて、御決定をお願いいたします。

橘副長官、青木副長官、佐藤副長官及び岩尾法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を青木副長官が朗読いたします。

○青木内閣官房副長官：私は、本日、再び内閣総理大臣の重責を担うこととなりました。

今般の総選挙において示された国民の皆様からの審判を真摯に厳粛に受け止め、自由民主党と公明党の連立による内閣において、国民の皆様並びに各党、各会派の御理解と御協力を得つつ、国政の停滞を来さないよう、全身全霊を捧げてまいります。

「ルールを守る」「日本を守る」「国民を守る」「地方を守る」「若者・女性の機会を守る」の5つの柱で、日本の未来を創り、日本の未来を守り抜き、日本創生を実現してまいります。

現実的な国益を踏まえた外交、防衛力の抜本的強化、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現、地方創生の再起動、人命最優先の防災立国の構築。これらの重要施策を力強く進め、すべての人に安心と安全をもたらす社会を実現します。

その前提として、勇気と真心をもって真実を語る、謙虚で、誠実で、温かく実行力のある政治、そして、国民の皆様との納得と共感を得られる政治を進めてまいります。

国民の皆様との御理解と御協力をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、第2次石破内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：国民の納得と共感を得られる政治を実現し、日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守る。すべての人に安心と安全をもたらす社会を実現する。その強い覚悟の下、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

1. 日本を守る

激変する安全保障環境から日本を守り抜く。現実的な国益を踏まえた外交により、日米同盟を基軸に、友好国・同志国を増やし、外交力と防衛力の両輪をバランスよく強化し、我が国の平和、地域の安定を実現する。自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序を堅持し、地域の安全と安定を一層確保するための取組を主導する。北朝鮮による拉致被害者の帰国実現に取り組む。

国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の抜本的強化に取り組むとともに、自衛官の生活・勤務環境や処遇の改善、新たな生涯設計の確立に取り組む。経済安全保障、サイバーセキュリティの強化に取り組む。

2. 国民を守る

経済あつての財政との考え方に立ち、デフレ脱却最優先の経済・財政運営を行う。成長分野に官民挙げての思い切った投資を行い、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を実現する。コストカット型経済から高付加価値創出型経済へ移行しながら、持続可能なエネルギー政策を確立し、イノベーションとスタートアップ支援を強化する。

賃上げと人手不足緩和の好循環に向け、生産性と付加価値の向上、実質賃金の増加を実現する。多様な人生の在り方、多様な人生の選択肢を実現できる柔軟な社会保障制度を構築する。

東日本大震災、能登半島地震をはじめとする大規模災害からの復興に全力で取り組むとともに、人命最優先の防災立国を構築するため、防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、防災庁の設置に向けた準備を進める。

万一、大規模な自然災害、テロ、感染症など、国家的な危機が生じた場合、国民の生命、身体、財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。

3. 地方を守る

「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方創生2.0として、地方創生の取組を再起動させる。少子高齢化や人口減少にも対応するため、新しい地方経済・生活環境創生本部の下、集中的に取り組む基本構想を策定し、実行する。各省庁の縦割りやバラマキを排するため、各省庁連携して施策を「統合化」、「重点化」して取り組む。その中で、新たな地方創生交付金については、令和7年度予算で倍増を目指し、施策の質・量ともに大幅に充実させる。地方の成長の根幹である農林水産業の持てる力を最大限引き出し、あわせて、観光産業の高付加価値化、文化芸術立国に向けて取り組む。

子育て支援に全力を挙げるとともに、地域によって異なる少子化をめぐる状況にも目を向け、若者・女性に選ばれる地方、多様性のある地域分散型社会づくりを目指す。

4. 若者・女性の機会を守る

あらゆる人が最適な教育を受けられる社会をつくとともに、あらゆる組織の意思決定に女性が参画するための取組を推進し、若者・女性、それぞれの方々の幸せ、そして人権が守られる社会を実現する。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理は、お手元の資料のとおりとなりますので、指定された大臣は、対応に万全を期すようお願いいたします。

次に、私から「閣議等の議事の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会の案件で公表すべきものについては、閣議後の会見で私から統一的に公表しますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。閣議等の案件の中には、不公表扱いとするものがあります。これらについては、閣議等に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよ

う十分御留意願います。閣議等の議事の記録については、平成26年3月28日の閣議決定に基づき、私の指示の下、内閣官房において議事録を作成し、閣議等から概ね3週間後に官邸ホームページに掲載することにより、公表することとしております。議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますようお願いいたします。

次に、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。また、大臣補佐官の任命については、お手元の資料の方針で進めたいと考えております。大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますようお願いいたします。なお、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められておりますので、十分に御留意願います。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められております。内容はお手元の資料のとおりとなりますので、この規範を必ずお読みいただき、政治と行政への国民の信頼を確保するため、これを遵守されるようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」については、令和3年10月4日の閣僚懇談会において、お手元の資料のとおり申し合わせがなされております。「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指し、各府省の具体的な対応は、この方針を踏まえ、各大臣の判断と指示の下に行うものとしておりますので、政・官関係の適正確保に指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下にその所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会がありますが、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビへの出演、マスコミからの取材、各種講演などで対外的発言をされたり、SNSなどにより対外的発信をするに当たっては、常に石破内閣の一員としての発信となることに留意するとともに、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意願います。また、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められておりますので、各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。内閣総理大臣補佐官等11名を、お手元に配布しております資料のとおり、任命することについて、御決定をお願いいたします。

○林国務大臣：これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、今後も継続することとしたいと思います。これにより、内閣総理大臣にあつては、月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては、同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。また、令和5年11月24日の閣僚懇談会で申し合わせた「閣僚の給与の追加返納について」に係る返納についても、現下の諸情勢に鑑み、当面、継続することとします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令 和 6 年
11 月 11 日 〕 (月)

◎ 人 事

資 料
あ り ○ 岩 尾 信 行 を 内 閣 法 制 局 長 官 に 任 命 す る こ と に つ い
て (決 定)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り ○ 内 閣 総 理 大 臣 談 話 (決 定) (内 閣 官 房)
〃 ○ 基 本 方 針 (決 定) (同 上)

◎ 人 事

資 料
あ り ○ 小 島 裕 史 外 1 0 名 を 内 閣 危 機 管 理 監 等 に 任 命 す る
こ と に つ い て (決 定)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]